# 競争入札参加資格審査申請書の変更届について

#### 【建設工事、委託(測量・建設コンサルタント等、用地取得事務)用】

競争入札参加資格審査申請書の提出後、申請事項に変更があったときは、競争入札参加資格審査申請変更 届に変更事項を記載し、関係書類を添えて提出してください。

#### 1 提出先及び提出方法

## 提出先

#### 徳島市 総務部 契約監理課

【住 所】〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地(徳島市役所6階)

【電 話】088-621-5326・5327

## 提出方法

- 県内業者 → 持参に限る。
- 県外業者 → 持参又は郵送。

## 2 提出にあたっての注意事項

- (1) 変更届については徳島県との共同受付を実施していませんので、申請事項に変更があった場合は、必ず徳島市総務部契約監理課へ変更届を提出してください。
- (2) 建設工事と測量・建設コンサルタント等、複数の資格を有している場合は、それぞれの業務ごとに変更届を提出してください。
- (3) 県外業者で郵送により提出する場合は、担当者名と連絡先を記入してください。
- (4) 会社の控え等に受付印が必要な場合は、各自で受付用の用紙を準備の上、変更届と一緒に提出してください。その際、郵送による送付を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒もあわせて提出してください。
- (5) 建設工事業者について、入札参加資格有資格者名簿に登載後の<u>新たな総合評定値通知書の送付は不要</u>です。
- (6) 使用印鑑の変更については、契約途中で使用印鑑を変更する場合のみ、契約監理課(用地取得事務については、各担当課) へ個々の契約ごとに「使用印鑑変更届」を提出してください。契約途中以外に使用印鑑を変更した場合は、本欄による変更届の提出は不要です。

#### 3 変更届の様式のダウンロード先

変更届及び使用印鑑変更届の様式は徳島市ホームページの「入札・契約情報」の「競争入札参加資格審査申請書の変更届(工事等)」のページからダウンロードできます。なお、県外業者の変更届については、任意の様式を使用していただいても構いません。

(アドレス)

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/nyusatsu/kouji/sanka shikaku/henkou.html

## 4 主な変更事項に係る必要書類

#### 【各業者共通】

変更事項		添付書類	備考
1	商号又は名称	(1) 登記事項証明書【法人】(写)	(2)は建設工事業者のみ提出
		(2) 建設業許可の変更届出書(写)	(3)は県外業者のみ提出
		(3) 委任状 (年間委任している場合)	
2	組織変更	(1) 登記事項証明書【法人】(写)	(2)は建設工事業者のみ提出
		(2) 建設業許可の変更届出書(写)	(3)は県外業者のみ提出
		(3) 委任状 (年間委任している場合)	
3	代表者の氏名又は役職名	(1) 登記事項証明書【法人】(写)	(2)は建設工事業者のみ提出
		(2) 建設業許可の変更届出書(写)	(3)は県外業者のみ提出
		(3) 委任状 (年間委任している場合)	※ 役職名のみの変更の場合
			は、添付書類は不要
	主たる営業所の所在地	(1) 登記事項証明書【法人】(写)	(2)は建設工事業者のみ提出
4		(2) 建設業許可の変更届出書(写)	(3)は県外業者のみ提出
		(3) 委任状 (年間委任している場合)	
	年間委任先の新設・変更	(1) 委任状	(2)(3)は工事業者のみ提出
5	〔県外業者〕	(2) 建設業許可の申請書又は変更届出書	※ 委任先の営業所に変更が
		(別紙営業所一覧表を含む) (写)	無い場合(支店長の変更の
		(3) 最新の総合評定値通知書(写)	み等) は、(2)(3)の提出は不要
6	電話番号又はファックス番号	(不要)	※ 変更届に変更事項のみ記
			載してください。
7	入札参加資格の取り下げ	(1) 廃業届(写)	(1)は廃業による場合のみ提出
			※ 廃業によらない場合は、添
			付書類は不要

- ※ 添付書類のうち、建設業許可の申請書又は変更届出書の写しについては、<u>行政機関の受付印のあるもの</u>を添付してください。(以下同じ)
- ※ 2の組織変更において、合併、分割、事業譲渡等による変更の場合は、再申請が必要な場合がありますので、事前に契約監理課へお問い合わせください。
- ※ 建設工事で年間委任する場合、登録工種は委任先の営業所の許可業種に限ります。

#### 【建設工事業者のみ】

	変更事項	添付書類	備考
8	建設工事の種類の削除	(1) 建設業許可の申請書又は変更届出書(写)	※ 県内業者の年度途中の追
	〔県内業者〕	(2) 最新の総合評定値通知書(写)	加は不可

#### 【建設工事業者のみ (続き)】

変更事項		添付書類	備考
	建設工事の種類の変更	(1) 建設業許可証 (写)	※ 削除の場合は、添付書類は
9	〔県外業者〕	(2) 建設業許可の申請書又は変更届出書	不要
		(別紙営業所一覧表を含む) (写)	
		(3) 最新の総合評定値通知書(写)	
10	建設業の許可区分の変更	(1) 建設業許可の申請書又は変更届出書	※ 県内業者は、別紙営業所一
	(一般・特定)	(別紙営業所一覧表を含む)(写)	覧表は不要

# 【推進・解体工事業者のみ】

	変更事項	添付書類	備考
11	技術者の異動	<ul><li>(1) 技術者の資格者証(写)</li><li>(2) 技術者の健康保険被保険者証(写)</li></ul>	※ 削除のみの場合は、添付書 類は不要

<sup>※</sup> 技術者の退職等による異動に伴い、推進・解体工事の入札参加資格の条件を満たさなくなった場合は、 資格を失うこととなりますので、ご注意ください。

## 【測量・建設コンサル等業者又は用地取得事務業者のみ】

変更事項		添付書類	備考
12	登録業種の追加	<ul><li>(1)登録通知書等、証明できる書類(写)</li><li>(2)技術者の資格者証(写)</li><li>(3)技術者の健康保険被保険者証(写)</li><li>(4)技術者の雇用保険被保険者証(写)</li></ul>	(1)は測量等の行政機関への登録が必要な業種のみ提出 (2)(3)(4)は追加業種に係る技術者のみ提出(県外業者は提出不要)
13	登録業種の削除	(不要)	※ 変更届に変更事項のみ記載してください。